

改正	平成16年4月1日	平成18年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成29年4月1日	平成31年4月1日
	令和3年4月1日	令和3年6月1日
	令和4年4月1日	

(設置)

第1条 花園大学大学院学則第3章及び第4章施行のために花園大学大学院文学研究科履修規程を設ける。

(修了に必要な単位)

第2条 文学研究科修士課程を修了するためには、学則に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 仏教学専攻の選択科目区分の単位互換科目(1)～(4)については、他の大学院の単位互換提供科目を受講した場合に単位を認定する。ただし、受講による単位の認定は4科目8単位を上限とする。

第2条の2 文学研究科博士後期課程を修了するためには、学則に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位登録)

第2条の3 単位登録は、指定された期間内に、所定の方法で、当該年次に履修するすべての授業科目について行わなければならない。ただし、1年次において履修すべき単位は24単位までとする。

(成績評価)

第2条の4 授業科目の成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 修士論文の成績評価は、300点を満点とし、180点以上を合格とする。

(指導教員)

第2条の5 学生は、学年始めに、指導教員並びに研究題目を決定し、指定の期間内に所定の様式により学長に届けなければならない。

(学位論文)

第3条 学位論文は、次の要領で提出し、審査を受けなければならない。

(1) 修士論文を提出しようとする者は、所定の期間内に指導教員の承認を得て論文題目を提出し、指定された期限までに論文及び学位審査願を提出しなければならない。

(2) 修士論文を提出するためには、当該年度に修了が見込まれる者でなければならない。ただし、休学中の者は提出することができない。

(3) 博士論文については、別に定める花園大学学位規程による。

(前期修了)

第3条の2 修士課程において2か年以上在学し、修了に必要な科目の単位を修得している者は、所定の期間内に指導教員の承認を得て修士論文題目を提出し、指定された期限までに修士論文及び学位審査願を提出することができる。審査に合格すれば、前期をもって修了とする。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、学長が大学院委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

- 1 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1996（平成8）年3月14日から施行する。
- 1 本規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1999（平成11）年4月から施行する。
- 1 本規程は、2000（平成12）年4月から施行する。
- 1 本規程は、2001（平成13）年4月から施行する。
- 1 本規程は、2002（平成14）年4月1日から実施する。

ただし、第2条第3号に規定する授業科目については、「美術史研究特論」及び「考古学研究特論」及び「古文書学研究特論」の各科目の履修年次については、平成13年度入学生適用の規程に加え、新規程を適用する。ただし、上記「古文書学研究特論」科目については、従来の科目名「古文書学特殊研究」で取り扱う。

- 1 本規程は、2003（平成15）年4月1日から実施する。
- 1 本規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

ただし、第2条第4号に規定する授業科目については、「近代文学研究特論Ⅳ」科目については、平成14年度入学生適用の規程に加え、新規程を適用する。

- 1 本規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年6月1日から施行する。
- 1 本規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。